

— 特集 —

最新・企業活動に影響を与える関係法の改正と実務の今後

改正電気通信事業法がプライバシー・セキュリティのガバナンスに与える影響とその対応

弁護士

角田龍哉 Tatsuya Tsunoda

I 改正電気通信事業法がもたらすもの

電気通信サービスについて、その利用者のプライバシーを保護し、セキュリティやガバナンスを確保することを目的として、2022年6月13日、改正電気通信事業法が可決・成立し、2023年6月16日から施行される。とりわけ外部送信規律は、「通信関連プライバシー」の保護の観点から¹、かつて「準個人情報」²として議論された情報も含めた、幅広い利用者に関する情報の外部送信を対象に送信先の名称等の公表を求めるところで注目を集めている。

他方で、外部送信規律も業規制の一種として定められたため、その対応上、自ずと他の電気通信事業法上の規制対応も確認する必要性が生じる。すなわち、改正電気通信事業法は、個人情報保護法が規律する範囲を超えたプライバシー保護の「先駆け」的な役割を期待されている一方で、業規制としての影響範囲の拡大や外為法等の他法令の適用への波及といった副次効果も有している。そこで、本稿では、電気通信事業法の基本構造を踏まえつつ、改正法がプライバシー保護やセキュリティ、ガバナンス実務に与

える影響とその対応を解説する。

II 電気通信事業法の基本構造

電気通信事業法上の規制の多くは「電気通信事業者」を対象として定められている。そして、電気通信事業者は、「電気通信事業を営むことについて、(略)登録を受けた者及び(略)届出をした者」(2条5号)と定義されている。しかし、電気通信事業法上、登録及び届出をしていない者でも、例外的に外部送信規律等の一定の規制の適用対象になり得る(164条3項)。このような電気通信事業法の建付けに照らすと、自社(グループ)のどのサービスが外部送信規律の適用対象になるかをスクリーニングする際には、まずは「電気通信事業」該当性を確認し、登録又は届出の可否を検討することになる³。

この点、電気通信事業法上は、電気通信事業を営もうとする者は、事業開始予定日より前に、①原則として登録を受ける必要があり、②登録を受ける必要がある者以外は、届出を行う必要があるかを検討することが定められている(9条1項、16条1項)。この登録は、光ファイバ、海底ケーブル等の「電気通信回線設備」

1 総務省プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するワーキンググループ(第16回)「とりまとめ」(令和4年6月)66頁。

2 若江雅子ほか「オンライン広告におけるトラッキングの現状とその法的考察」情報通信政策研究2巻2号3～4頁参照。

3 総務省「電気通信事業参入マニュアル[追補版]」(令和5年1月30日改訂)、総務省「電気通信事業参入マニュアル(追補版)ガイドブック」(令和5年1月30日改訂)。